

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）					
地区名	ひがしまんばくいき 東万場区域					
事業箇所	きたしたらくんとうえいちょう 北設楽郡東栄町地内					
事業のあらまし	<p>東万場区域は愛知県北東部の東栄町に位置し、区域内には平均高 34m、平均勾配 35° の急傾斜地があり、その周辺に数多くの人家が存在している。</p> <p>また、本区域では、平成 15 年 8 月の台風による豪雨で斜面崩壊が生じており、その後、地域住民から対策事業実施への強い要望が挙げられていた。</p> <p>そこで土砂災害による被害の防止を図るため、平成 18 年度から本事業に着手し、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、平成 25 年度に事業を完了した。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>以下の対象を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人家 35 戸</li> <li>・ 東栄小学校旧校舎 [地域防災計画の避難所]</li> <li>・ 主要地方道阿南東栄線（あなんとうえいせん）</li> <li>・ 町道東万場寄近線（ひがしまんばよりちかせん）</li> <li>・ 町道岡本二タ田線（おかもとふただせん）</li> </ul> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	5.31 億円		□工事費 4.44 億円、□用補費 0.10 億円、□その他 0.77 億円			
事業期間	採択年度	平成 17 年度	着工年度	平成 18 年度	完成年度	平成 25 年度
事業内容	急傾斜地崩壊防止施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 擁壁工 285m</li> <li>・ 法面工 6433 m<sup>2</sup></li> <li>・ 排水工 807m</li> </ul>					
II 評価						
① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>平成 25 年度に急傾斜地崩壊防止施設の整備を完了した。設置した施設は、現在も健全な状態であり、施設の背後にある斜面にも変状は見受けられない。</p> <p>また、設置した急傾斜地崩壊防止施設が斜面の崩壊土砂を捕捉して被害を防いだ事例が全国的に数多く報告されており、本事業でも同じ種類の施設を設置している。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>施設整備が完了し、その後も本区域内で崩壊は発生しておらず、設置した施設は健全な状態を保っており、今後も土砂災害防止効果が期待できるため、事業目標を達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>該当なし</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>該当なし</p>				

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績
事業期間		H18～H26	H18～H25
事業費 (億円)	工事費	9.14	4.44
	用補費	0.17	0.10
	その他	1.14	0.77
	合計	10.45	5.31
効果の 算定 要因	人家	39戸	35戸
	公共施設	2施設	1施設
	県道、市町村道	0.87km	0.87km

②事業効果の  
発現状況

【事業期間に対する評価】

事業採択時に設定した期間内に事業を完了している。

【事業費に対する評価】

事業費が当初予定より減少した。

これは現地調査結果に基づき詳細な設計を行ったことによる施設構造や施設規模の変更、地元調整結果による施設設置範囲の変更など、当初段階で確定が困難な要因によるものである。

【効果の算定要因に対する評価】

地元調整の結果、施設整備範囲を縮小することとなり、人家4戸を保全対象から除外した。さらに高等学校が廃校になったため、保全対象の公共施設が1施設減少した。

上記により効果算定要因は減少したものの、依然として人家35戸、避難所などが、現在も保全対象として存在している。

③事業実施による環境の  
変化

当該区域は、従前は東栄町の中心部に位置する樹木が繁茂する斜面であった。そこで施設整備に伴う樹木伐採及び地形改変など、施設整備後の環境への影響を抑えるため、法面工は緑化可能な工法を選定して実施した。

事業完了後、植生が順調に回復しており、環境への影響は最小限に止められたと判断する。

Ⅲ 対応方針（案）

今後の事後評価の  
必要性

事業目標を達成しており、事業の有効性が認められるので、今後の事後評価の必要性はないものとする。

改善措置の  
必要性

十分な事業効果が発現されており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はないものとする。

同種事業に反映すべき  
事項

本区域では、保全対象であった高等学校が廃校となった後も、旧校舎を町役場として利用することが検討されていたが、事業完了後、その計画はなくなり、旧校舎は取り壊された。今後の同種事業においても、こうした保全対象をとりまく状況の変化には、事業実施中も常に注意を払い、必要に応じ事業内容を見直すなど、将来的な保全対象の動向を見極めながら事業を実施していく必要があると考える。

Ⅳ 事業評価監視委員会の意見

東万場区域の対応方針（案）改善措置等必要なしを了承する。

Ⅴ 対応方針

改善措置等必要なし。